平成２９年（フ）第１５７号
千葉市稲毛区長沼町361番地36
破産者　臼井　　昌
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１９５号
栃木県那須郡那珂川町白久1139番地２　那珂川コミュニティーファーム、前住所栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目39番16号
破産者　中島　　寿
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５１号
群馬県桐生市梅田町４丁目370番地の３
破産者　有限会社群馬アオイ
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第４３５号
静岡県沼津市平町４―13―408
破産者　株式会社ゼロワン
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２９２６号
大阪市中央区久太郎町４－２－１　本町イシカワビル２階、商業登記簿上の本店所在地大阪府枚方市香里園山之手町19番３号
破産者　有限会社Ｓｉｇｅ　ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３５０号
川崎市高津区久末2102番地
破産者　有限会社宮本電気工業所
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１８３号
福岡市中央区渡辺通５丁目６番18―504号
破産者　濱崎　数未
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７６号
群馬県みどり市大間々町大間々2317番地４
破産者　齋藤　正人
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１７５号
岐阜県本巣市上真桑1933番地３
破産者　藤田　哲夫
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第６０号
岐阜県中津川市茄子川2067番地の１　アルトラマンションＣ―423、開始決定時の住所岐阜県中津川市茄子川2067　アルトラマンション茄子川Ｃ423号
破産者　シートハウスフルタこと　古田　一夫
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第３７１号
兵庫県高砂市神爪２丁目11―２―２、住民票上の住所兵庫県加古川市神野町石守435番地の５
破産者　清水　秀信
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６号
愛媛県宇和島市吉田町東小路乙63番地
破産者　毛利　次郎
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第４２号
北海道根室市西浜町７丁目145番地
破産者　髙橋真由美
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第１４６号
石川県白山市村井町788番地
破産者　エムワークスこと　畑　　実樹
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５号
徳島県阿南市長生町西方404番地２
破産者　佐々木秀隆
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第１３６号
愛媛県松山市富久町40番地２　たくみハイツ101号
破産者　柳原　成泰
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成３０年（フ）第９９号
堺市南区檜尾1028番地２、住民票上の住所堺市南区美木多上967番地５
破産者　森内　宏行
1　破産債権の届出期間　平成30年６月22日まで
2　一般調査期日　平成30年７月26日午前11時
平成30年５月28日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３９８号
仙台市青葉区中山８丁目10番23号
破産者　佐々木貴子（旧姓菅原）
1　破産債権の届出期間　平成30年６月27日まで
2　一般調査期日　平成30年８月３日午後４時５分
平成30年５月28日
仙台地方裁判所第４民事部破産係